

令和7年8月25日

行政視察活動記録

議会運営委員会
委員長 多田 泰宏

年月日	令和7年8月18日から令和7年8月19日 まで
場所 及び目的	兵庫県西脇市 ・議会改革の取組について 京都府京都市 京都 JA ビル 105 号室 ・適正な議員定数について 地方議会議員セミナー「適正な議員定数の算定手法を考える」を受講

年月日	令和7年8月18日（火）												
相手方 及び目的	兵庫県西脇市 目的：議会改革の取組について さぬき市議会基本条例に目的として掲げている「議会がその権能を高め、市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与するため」の参考とするため、西脇市議会の議会改革の取組について行政視察を行った。												
内容・ 結果等	西脇市議会より高瀬 洋議長、村岡栄紀議会運営委員長、林 晴信議会運営副委員長らの出席のもと、西脇市議会の議会改革の取組について、事前に送付した質問に対する回答も交えながら説明を受け、質疑応答を行った。 市制施行 平成17年10月1日、1市1町合併(西脇市、黒田庄町) 人 口 38,297人(R7.7.1現在) 世帯数 17,311世帯(R7.7.1現在) 面 積 132.44km 位 置 兵庫県のほぼ中央部、東経135度と北緯35度が交差する「日本列島の中心・日本のへそ」に位置する。 議員定数 16人 委員会構成 <table border="1"><thead><tr><th>委員会名</th><th>定数</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>議会運営委員会</td><td>6人</td><td></td></tr><tr><td>総務産業常任委員会</td><td>8人</td><td></td></tr><tr><td>文教民生常任委員会</td><td>8人</td><td></td></tr></tbody></table>	委員会名	定数	備考	議会運営委員会	6人		総務産業常任委員会	8人		文教民生常任委員会	8人	
委員会名	定数	備考											
議会運営委員会	6人												
総務産業常任委員会	8人												
文教民生常任委員会	8人												

予算常任委員会	15人	議長を除く
決算特別委員会	14人	議長、監査委員を除く
広報広聴特別委員会	8人	

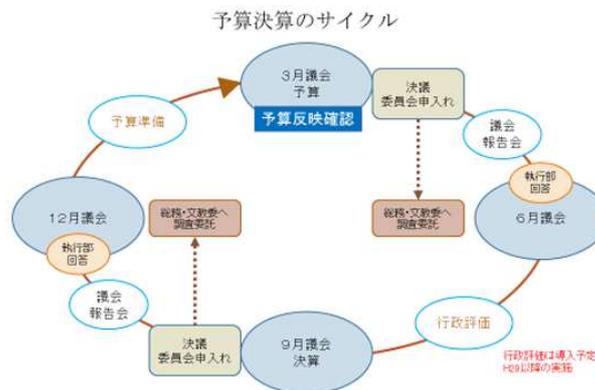
【西脇市議会における議会改革の取組について】

平成24年12月に西脇市議会基本条例制定し、現在は議会運営委員会で議会改革全般を統括している。さらには、年に一度の基本条例の検証が条例に明文化されており、検証で課題を明らかにし、改善を加えながらさらなる議会改革を進めている。市民にとって良い政策づくりを目指し、①市民参画 ②情報共有 ③議会機能強化の3つの柱に体系化し推進している。

議会機能の強化として、

◆予算決算サイクル

当初予算審査を決算審査に向けての起点とし、決算審査は次の当初予算に反映させることを意識して、施策や事業の動向、成果を調査・議論するという予算決算のサイクルを展開。



「研修資料」より

◆特定所管事務調査

解決すべき課題があり、委員会としてこれに対する強い問題意識がある場合に取り組む。調査事項は議決により決定し、年間を通して委員会による調査を実施⇒最終は報告書を作成し政策提言へ繋げている。

◆事務事業評価

委員会として評価すべき事業を選定し、定例会の各常任委員会において、事業の進捗等を確認。調査結果を9月定例会で報告⇒決算審査、予算審査に反させている。

【 所 感 】

議会は制度的には「政策形成機能」と「行政監視機能」の二つの機能が求められている。これまでの地方議会は、本市も含めて、おおむね「行政監視機能」を重視してきた。

西脇市議会では、議会を二元代表制の一翼を担うものとして「行政監視機能」だけでなく、「政策形成機能」の強化を図るための議会改革を進めており、議会は住民自治の根幹として存在すべきであり、市民の意見からによる課題の気付きや、それらの課題解決のための議員同士の真摯な議論、合意形成に向けての努力など、これまでの議会観を打破した観点や捉え方の転換がますます必要であることを認識させられた。また、改選後の新人議員を対象に、全国市町村国際文化研修所（JIAM）等に派遣することは議員力UPのためには必要と考えられる。

議会改革は、にわかに成し遂げられるものではない。西脇市議会の議会改革に取り組む姿勢は、その必要性を議員一人一人が深く認識し、全体の意識を高めてきたものであり、この行政視察を契機に、二元代表制に相応しい、市民に信頼される議会となるよう努めていきたい。



備 考

(参加者) 議会運営委員会委員 8 名、議長、議会事務局 2 名 計 11 名

年 月 日	令和 07 年 08 月 19 日 (火) 10:00~13:00
会 場	京都 JA ビル 105 号室 京都府京都市南区東九条西山王町 1
講 師	廣瀬 和彦 (株)廣瀬行政研究所代表取締役・元全国市議会議長会法制参事
目 的	<p>議員定数の議論はさぬき市議会でも継続しているが、適正数を議論する論拠として決定的なものがなく、市民感情に配慮した議論に偏りがちと感じている。本研修を通して議員定数決定の手法を学び、今後のさぬき市議会で議論する際に参考とするために受講した。</p>
内 容	<p>地方議会議員セミナー ・適正な議員定数の算定手法を考える (1)議員定数と法的根拠 (2)地方議会議員の推移 (3)投票率の推移と議員のなりて不足 (4)地方自治法における議員定数規定の推移と自治法改正の趣旨 (5)議員定数と議会事務局の職員数 (6)住民の議員定数に対する意識 (7)議員定数と経費の関係 (8)議員定数を改正する理由 (9)議員定数と議員報酬の関連性 (10)議員定数の議論と民意等の反映手法 (11)議会の権能と議員定数の関係 (12)6つの議員定数算定手法 ①常任委員会方式 ②人口比例方式 ③(小)中学校区式 or 行政区方式 ④議会費固定方式 ⑤類似都市比較方式 ⑥面積人口方式</p> <p>議員定数算定手法についての講和の中で、さぬき市を例として、資料を基に議員定数の算定手法についての説明もしていただいた。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>
所 感	<p>セミナーの参加を通じて、さまざまな議員定数の算定手法について学ぶことができた。議員定数の決定には、まずは「住民の意見を反映するためには議員定数はどうあるべきか」を念頭に置き進めたい。</p> <p>特に、誰のための二元代表制なのか、二元代表制のあるべき活動とはどういう事であり、どうしたらその実現が図れるのかについて、セミナーで得た知識を議員間で共有し、議員定数についての議論を深めていきたい。</p>

※ また、市民に意見を求める前提として、議会の広報・広聴活動にさらに注力していくべきと考える。



備考

(参加者) 議会運営委員会委員 8 名、議長、議会事務局 2 名 計 11 名